

議案第 39 号

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 7 月 1 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改
正に伴い必要があるからである。

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

東郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
東郷町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２９条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３１条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４４条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４７条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

保育所等における職員の配置基準を、次のとおり改めること。（第 29 条、第 31 条、第 44 条及び第 47 条関係）

区分	改正前	改正後
3 歳児	おおむね 20 人につき 1 人以上	おおむね 15 人につき 1 人以上
4 歳児以上	おおむね 30 人につき 1 人以上	おおむね 25 人につき 1 人以上

3 施行期日

公布の日から施行すること。